入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:平成27年7月7日)

				#. b == !:	⊢ -	(ホームページ掲載日:平成27年7月7	
開催日及び場所				平成27年6月3日(水曜日)4階第2会議室			
委員 塞港州名期間					(弁護		
				岡田 行雄		大学法学部教授)	
				土田 華寿磨			
審議対象期間審議対象案件			148 件		日~平成 27 年 3 月 31 日 1者応札案件 29 件		
			140 17	ノウ、	型約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
				16 件	うち、	1者応札案件 5 件	
				(抽出率 11 %)		(抽出率 17 %)	
抽出案件					契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 0 %)		
				5 件	うち、	1者応札案件 0 件	
	事	一般競争 				契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型指名競争	0 件			
			工事希望型競争	0 件			
			その他の指名競争	0 件			
		随意契約		0 件			
	業務	一般競争		1 件	うち、	1者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型競争	0 件			
由			簡易公募型競争	0 件			
Ľ ÷			その他の指名競争	0 件			
E +		随意契約	公募型プロポーザル	0 件			
勺			簡易公募型プロポーザル	0 件			
Я			標準型プロポーザル	0 件			
			その他の随意契約	0 件			
	物品・役務等	一般競争		7 件	うち、	1者応札案件 4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争		0 件			
		随意契約(企画競争・公募)		1 件	うち、	1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		随意契約(その他)		2 件	うち、	1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	

各委員からの意見・	質問、
それに対する同答等	

意見・質問

回答等

- ① 治山事業(本数調整伐)の請負契 ① 約で事業期間内に事業を完了できないとして契約解除となった事業箇所については、その後、全区域事業を完了したのか。
 - また、前渡金等はなかったのか。
- ② 上記に関連して、違約金以外は、 発注者側に損害が生じることはない という判断で良いか。また、違約金 を期限までに納入しなかったとある が、現時点で納入されたのか。
- ③ 指名停止措置要件の「不正又は不 誠実な行為」の中に指名停止要件と しているが、労働確保の不手際も含 まれるのか。それとも違約金を期限 内に納入しなかったことについて 「不誠実な行為」としているのか。
- ④ 事業を請け負っておきながら、労働確保ができないとして事業を完了せずに杜撰なことをしたことが「不誠実な行為」とするならば、例え違約金を期限内に納入したとしても指名停止は免れないという理解で良いか。
- ⑤ 請負業者自らが現場で作業するとは限らないと思うが、事業計画書等で、下請発注となっていた場合はどのような対応するのか。
- ⑥ 林業従事者が減少している中で も、事業の発注が多数行われている が、入札等を行う際に、請負業者が 契約を履行できる能力があるかどう かのチェックする項目等はあるの か。
- ⑦ 当該の請負事業については、事業 計画書を提出しているのにもかかわらず、計画どおりに事業実行できな かったことで、労働確保の不手際と しているのか。

また、予定価格より何割程度の低 入札価格であった場合、ヒアリング をするのか

- ① 本数調整伐の場合、一部不実行の箇所があったとしても事業全体に影響するものではない。不実行箇所については、次回新たに区画して発注することができる。
 - この事業の契約については、前渡金は発生しない。
- ② 違約金以外の損害はないと判断されて良い。違約金は延滞金と併せて納入されている。
- ③ 労働確保の不手は際は理由ではない。事業を完了しなかったこと及び違約金を納入期限までに納めなかったことが「不正又は不誠実な行為」とする要件であり、2つの要件が重なったことから4ヶ月の指名停止になったと考える。
- ④ そのとおりである。違約金を納入期限までに納めていれば、指名停止期間については短縮できたものと考える。
- ⑤ 発注者の許可を得ずに下請発注をしてはならないことになっている。譲渡の提示等があれば可能としているが、当該業者についてはそのような申し出はなかった。また、従業員の多くは経験の浅い者であったため、事業期間内に完了できない結果になったと考える。
- 当該の請負事業については、チェーンソーの講習等を受けているかのチェックをしている。

請負業者から作業者の資格や責任者 の経歴等を記載した事業計画書を正式 な文書として提出してもらい、当局の 監督員がその内容を審査することと なっている。経験不足や問題がありそ うな部分があると判断した場合は、請 負業者に対して指摘、指導することと している。

- ⑦ 不手際ということに含まれる。
- ⑧ 品質の保持を図るため、調査基準価格以下の入札額でも間違いなく契約を履行できるか判断するためにヒアリングすることとしている。

工事に係る入札では、入札金額が調 査基準価格以下であった場合にヒアリ ングを実施している。

当該の入札に関しては、低入札価格 者にヒアリングを実施しようとした が、ヒアリング自体を拒否したために 二番札の業者が落札となった。

各委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問 回答等	
CAMENTY SEIGHT	⑨ ヒアリングを辞退した業者につい⑨ 当該入札だけのことであるため回以降の入札には参加できる。るのか。	め、次
	 不落・不調随契について説明願いたい。また、随意契約するのは入札があったその日に契約するのか。 原則2回は入札を実施し、それが不満であった場合は、入札が不満あったとして随意契約出来るこなっている。 随意契約する時期については、があったその日に即契約する場り、代理人が入札に参加してい、等は、代表者の確認をとって後する場合もある。 	調で と 入もと 合と
	 10 複数回入札しても落札とならないときは、業者間で話し合って不落随契に持ち込むということはあるのか。 10 話し合いで価格を決定するものない。低価格入札者に見積書を認める。 10 話し合いで価格を決定するものない。低価格入札者に見積書を認める。 10 話し合いで価格を決定するものない。低価格入札者に見積書を認める。 11 対象に関係を決定するものない。低価格入札者に見積書を認める。 12 対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	提示を下して を下してこ
	② 前の入札等監視委員会の中で、随意契約もなかなか成立しないような物件については、業者がより応札しやすいよう事業区域を分割するなど規模を縮小して次回以降入札にかけるという回答であったかと思うが、そのような理解で良いか。	区域を
	③ 複数年にわたっての入札は出来ないという理解であるが良いか。⑤ そのとおりである。	
	 保育間伐(活用型)の物件で、予定価格が2千万円と高額であるにも関わらず、不落・不調随契となっているということは、業者にとってこの事業は、手間が掛かり割の合わない事業であるということか。 地理的条件が大きく関わって業であり、当該事業箇所は奥地ため作業しづらく経費が多く掛めの落札しにくい要因がある。 	である
	⑤ 一般競争入札で建設機械借上とあるが、これは建設機械のリース契約と考えるが、建設機械を購入するということはないのか。 じか 以前は当局においても重機等していた時期もあったが、現在 リースで対応している。	
	® 現在では建設機械を所有せずに リース契約としているのは、必要な ときに借りた方が経済的という判断 をしているということか。® この建設機械借上の契約はオーター付きで借りるので、リース 的であると判断している。	
	① 種々の建設機械をオペレーター付 ⑰ そのとおりである。 きで借り上げるということだが、建	

設機械毎の内訳については予定価格 を決定する段階で内訳を作成し、入 札公告時にそれを示しているという

普通自動車はリースで借りること

当局では、移動用として、事業実行 では、林道を走行することが多く悪路

の場合もあるので、最低限の官用車を 所有している。官用車を使用する時期 が重なり、官用車が足りない時には普 通自動車をレンタルで対応している。

ことか。

はできるのか。

各委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	(19) 今回の委員会の審議対象期間は前年度第4四半期の契約分についてだか、物品等の購入に当たっては、今年度の予算額は使い切らなければならないというようなことがあるのか。	(19) 今年度の予算額を次年度に反映させるため、今年度の予算を使い切ることも一つの考えであるとしていた時代もあったと考えるが、現在ではそのようなことはない。不用額として国に返納している。国に返したとしても次年度の予算額が左右されることはない。
委員会による意見の具申又は 勧告の内容 [これらに対し部局長が講じ た措置]	なし	なし

事務局:九州森林管理局企画調整課